

事例番号:290172

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 2 日

0:00 持続する腹痛・腰痛あり

2:00 腹痛増強のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 2 日

2:11 超音波断層法で胎児心拍数異常(徐脈)、胎盤の肥厚疑い、腹部板状硬

2:44 常位胎盤早期剥離、胎児機能不全のため帝王切開にて児娩出  
子宮溢血所見(子宮筋層の軽度変色)、凝血塊あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 2 日

(2) 出生時体重:2538g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.520、PCO<sub>2</sub> 137.9mmHg、PO<sub>2</sub> 44.3mmHg、  
HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 11.0mEq/L、BE -31.2mEq/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:気管挿管、人工呼吸(チューブ・バック)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症 (Sarnat 分類Ⅱ-Ⅲ度)

(7) 頭部画像所見:

生後 6 ヶ月 頭部 CT で多嚢胞性脳軟化症を認める

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 2 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である  
と考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 38 週 2  
日の 0 時頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

妊娠中の管理は一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 「家族からみた経過」によると、0 時の時点で腰痛・腹痛が持続的に続くこと  
を伝えたとあり、その状況で自宅待機を指示したとすれば一般的ではない。  
その他の対応(1 時 40 分の妊産婦からの電話連絡で受診を指示したこと)は  
一般的である。

(2) 入院時の対応(内診、超音波断層法による胎児心拍数と胎盤の確認)は一般  
的である。

(3) 妊娠 38 週 2 日の 2 時 11 分に、腹部板状硬が認められ、超音波断層法で胎  
児徐脈、胎盤の肥厚が疑われる所見が認められた際の対応として、常位胎盤  
早期剥離、胎児機能不全と診断し、帝王切開を決定したことは適確である。

(4) 帝王切開決定から 33 分で児を娩出したことは一般的である。

(5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

(6) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

### 3) 新生児経過

小児科医立ち会いのもと実施された新生児蘇生(気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)、および当該分娩機関 NICU へ入院管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 自覚症状を訴える妊産婦から電話で問い合わせがあった場合は、確認すべき事項や受診の基準等を、医師・看護スタッフで検討しておくことが望まれる。

(2) 甲状腺機能低下症合併妊婦の妊娠管理については、内科との連携をより密にした管理が望まれる。

【解説】本事例においては、甲状腺機能低下症に関して内科との並診は行われていたものの、ややコントロール不良と思われる期間があった。妊娠管理における甲状腺機能のコントロールは重要であるため、内科との連携した管理が望まれる。

(3) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

#### (1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

なし。